

公益財団法人向日市スポーツ文化協会「役員選考委員会」設置規程

(目的)

第 1 条 本規程は、公益財団法人向日市スポーツ文化協会（以下「協会」という。）の基本規程第 4 条及び第 5 条に基づき、役員（評議員、理事及び監事）の選任にあたり、役員候補者を選考する諸手続きについて定める。

(選考委員会の設置)

第 2 条 本協会は、役員の任期満了に伴う次期役員候補者の選考にあたり、役員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(組織・委員)

第 3 条 選考委員会は、委員 7 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち、理事長が理事会に諮り決定する。

- (1) スポーツ、文化に関し学識経験を有する者
- (2) 基本規程第 3 条第 1 項第 1 号の指定登録団体の長
- (3) 基本規程第 3 条第 1 項第 2 号の指定登録団体の長
- (4) 基本規程第 3 条第 1 項第 3 号の登録団体の長
- (5) 本協会を所管する向日市教育委員会担当部長
- (6) 定款第 2 3 条第 3 項に定める業務執行理事
- (7) その他理事長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 選考委員の任期は、選考委員会が設置された日より基本規程第 4 条及び第 5 条に定める評議員会の議決のあった日までとする。

(委員長)

第 5 条 選考委員会に委員長 1 名を置くものとする。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、役員改選を行う定時評議員会に付議する議案を決定する理事会に役員候補者案を選考委員会の議決に基づき文書で答申しなければならない。

(答申の扱い)

第 6 条 前条の答申を受けた理事会は、答申を尊重しなければならない。

(会議)

第 7 条 選考委員会は、第 3 条第 2 項第 6 号の委員が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、5 名以上の委員の出席により成立し、会議の議決は出席委員の過半数によるものとする。

(その他)

第 8 条 本規程に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮り決定する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行う。

附 則 (令和4年3月29日規程第4号)

(施行期日)

この規程は、理事会の議決があった日から施行する。